

# 知っていますか？ こんなにひどい 税務行政

—税務行政における 調査・徴収の不当事例集—



2010年12月

全国商工団体連合会

## 1、事前通知をせず、7年分の資料を持ち帰り、説明もせず修正を強要した例

### 【名古屋市南区 玉川哲郎さん＝金属回収】

熱田税務署 3 人の署員が事前連絡もなく訪れ、7 年分の資料を持ち帰る。税務調査で悪質と脅され、210 万円の修正申告書に押印を強要された。

◇ ◇ ◇

加藤さんが税務調査を受けたのは 09 年 7 月。事前連絡もなく、熱田税務署から 3 人の署員が訪れ、7 年分の資料を持ち帰った。

数日後、税務署は加藤さん呼び出し、窓もない部屋の中で 2 人がかりで「売り上げが漏れている。悪質だから 7 年修正してもらおう」と脅した。加藤さんは、修正すると異議申し立てができないなどの説明も聞かされないままに、7 年分の修正申告書に押印。所得税・消費税などで 210 万円が追徴課税された。

税務署と交渉し、応対した統括官は「担当署員からは、修正申告の説明をしたうえで押印してもらったと聞いている」と回答。加藤さんは「修正すると異議が出せないなど何も説明はなかった。ただ怖くて言われるがままに押印した」と訴えた。

当日は、担当署員が不在で明確な回答が得られなかったが、後日、加藤さんと担当署員が話し合い、修正申告の説明がなかったことを認めた。

加藤さんは「申告を間違っただけの計算ミス。悪質と決めつけられ重加算税まで課せられたのは納得がいかない。処分の取り消しを求めてたたかう」と決意している。【商工新聞 2009/10/19 日付】

## 2、税法を理解していない署員が、誤った修正申告を強要した例

### 【岩手県一関市 斉藤勝彦さん＝看板・広告】

約 66 万円の追徴となる修正申告を強要されたが、税務署に抗議し撤回させた。「何も知らなければ税務署の言うとおりになるところだった」と話している。

◇ ◇ ◇

斉藤さんは、母親名義の土地に住宅を建て、隣接した住宅に住む義兄と交代で母親の介護をしていた。その後、すべての土地は斉藤さんに贈与されたが、事情により、義兄の住宅を含めた土地・住宅を昨年すべて売却した。10 年 3 月、譲渡所得の申告をし、3,000 万円の特別控除を適用し、非課税で確定申告した。しかし、一関税務署は 6 月、「売却した土地の一部については特別控除が適用されない。修正申告の必要がある」と指摘。

納得のいかない斉藤さんは「租税特別措置法」や「所得税基本通達」などを学習し、7 月 8 日、税務署交渉。税務署は、母親は一人なので、すべての不動産で「生計を一にしている」とは認められないと主張。斉藤さんは、「2 世帯で助け合いながら母親の介護をしていた。これは生計を一にしていると解釈できる」と反論し、特別控除を認めない理由に合理性がないことを訴えた。これに対し、担当官は答弁不能となり「上司と相談したい」と離席。相談後は態度を一変させ、「確定申告に問題はない」と修正申告の強要を撤回した。【商工新聞 2010/08/23 日付】

### ここが問題 事例1、2

\*突然の税務調査は第72国会で採択された「事前に納税者に通知する」との請願や「事前通知の履行に務める」との税務運営方針に反する

\*7年分の調査は、脱税などの悪質なものに限られており、税務署員の質問検査の権限は「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」と個別税法に明記されている。通常調査は3年。(法人は5年)

\*強引に印鑑を押させることは行政手続法に違反する行為。修正申告の強要は納税者の財産権の侵害につながる不当な行為。

## 3、約束日を見捨て突然訪問。寝室まで侵入し、日没後まで調査。伝票まで持ち帰った例

【福岡市中央区 孫佩平さん(48)＝中華料理】

福岡税務署は08年11月、約束した調査日を守らずに孫さん宅を突然訪問。強引に自宅に上がり込み、子ども部屋や寝室など家中を見て回りまわった。さらに店に移動して勝手に引き出しを開け、日没後の午後6時を過ぎても調査を強行。調査年分とは関係ないここ数日間の伝票類を持ち帰った。

【商工新聞 2009/10/26 日付】

### ここが問題

\*通常調査は、法の定めに従い納税者の承諾を得たうえで行われる任意調査。寝室や子ども部屋への立ち入りはプライバシーの侵害。また預かり証も無い持ち帰りや、日没後までの調査も違法。

## 4、税務署員の独断で青色申告を取り消し、443万円を追徴課税した例

【宮城県大崎市 佐藤正さん＝鉄工】

古川税務署による不当な「青色申告承認取り消し」の取り消しを求めて、国税不服審判所へ審査請求を行った(現在審理中)。

◇ ◇ ◇

08年8月、佐藤さんの事務所を訪れた税務署員は3年分の税務調査を行った。5年前に白色申告で調査を受け、売上と経費などほぼ間違いがなく「是認」で終了した佐藤さんは、その後、税務署の勧めもあり、青色申告にしていた。

ところが、9月になって古川税務署員は突然、立会人を排除し、佐藤さんに「現金出納帳を付けているか」と質問。実際は妻が付けていたにも関わらず、一部帳簿の保存が確認できないと難くせを付け、「青色申告承認取り消し」を強行。専従者給与が否認され、3年分で443万円の追徴課税となった。現在、裁判で争っている。【商工新聞 2009/11/02 日付】

### ここが問題

\*「青色申告の取り消しは数少ないもので、普通は指導でとどめ、納税者を育成する」という第 101 国会での国税庁の見解に違反。

## 5、提出した診断書を無視。署員が訪問したことで妻が意識不明で救急入院。それでも税務調査を強行した例

【広島県福山市 内山武士さん＝電気工事】

突然の税務署員の訪問で納税者の妻が意識不明となり、救急車で運ばれる事件が発生。妻の病気を理由に自宅への訪問を事前に拒否していたにもかかわらず、無視したために起きた悲劇。

◇ ◇ ◇

内山さんは 07 年 8 月に税務調査を受けた。妻が難病を患っていることを税務署員に伝え、自宅への訪問はしないことを条件に協力することにした。

しかし、仕事と妻の看病に税務調査のストレスから体調を崩した内山さんは病院の診断書を提示し「税務調査を受けられる状態ではない」と主張。調査の中止を求めた。

ところが、税務署は訴えを退け、調査を続行。09 年 9 月に更正処分を行った。

多額の追徴税が発生し、今後どうするかを検討していた最中に、署員が自宅を訪問。対応した妻が意識不明となり、救急車で病院に運ばれる事態となった。

内山さんは訪問した署員に「自宅に訪問しないように何度も申し入れしていたことを知らないのか」と問い詰めると、最初は「知っている」と答えた。しかし、後になって「調子が悪いということだけ聞いていた」と前言を撤回。上司を呼び出して抗議したが、まったく無反省な態度に終始した。

救急車で運ばれてから 5 日後、内山さんは、税務署に「妻のことは 3 年間にわたりお願いし続けてきた。7 年間の看病でやっと良くなってきたのに、どうしてくれるのか…。妻を元に戻してくれ」と涙ながらに訴え、抗議文と診断書を総務課長に手渡した。抗議を受けた税務署は「お見舞いしますが、謝罪はしない」と回答。【商工新聞 2010/04/05 日付】

## 6、「現金をすべて並べろ」「資料は預かる、断ることはできない」と暴言 修正申告を強要し、「断れば更正処分する」と脅した例

【青森県八戸市 西山智司さん＝建築】

「家中の現金をすべて床に並べろ」「資料は預かる。断ることはできない」 - 西山さんが受けた税務調査は、任意調査の粹を大きく逸脱したもの。抗議を受けた八戸税務署は「やりすぎた。申し訳ない」と謝罪した。

◇ ◇ ◇

西山さんは 09 年 10 月に税務調査を受けた。自宅に若い署員が訪れ、領収書などを調べた後「通帳と家中の現金をすべて床に並べろ」とすごむ。妻が通帳を取りに席を立つとついていき、了解も得ずに、押し

入れに手を突っ込み探索。調査は夕方までかかった。

翌日は、統括官も同行し「書類をすべて持ち帰る。断ることはできない」と預り証を置いて帰る。その後2回に渡って生活状況などを詳細に聞くが、書類に関する質問はなし。

税務署は西山さんを悪質と7年分さかのぼり、700万円の追徴となる修正申告を強要。「応じなければ更正処分する」と脅した。

西山さんらは11月10日、税務署に謝罪と調査結果の白紙撤回を要求。総務課長は「理解を得て調査するよう指導している」「資料に不備があれば生活費をもとに課税する場合もある」と回答。西山さんらは、調査が強制的に進められた事実を突き付けると「あってはならない」と述べ、1週間後、統括官が訪れ「新人が張り切りすぎてやりすぎた。申し訳ない」と頭を下げ、調査結果も撤回。その後、3年分の少額の修正で終了。【商工新聞 2010/04/26 日付】

## 7、身分証も提示せず、レジを開けさせ、ゴミ箱をあさり、8年分の領収証などダンボール箱12個に入れ押収した例

【北海道芦別市 工藤靖博さん(69) =中華料理】

10年9月27日、税務署員2人が突然来店し、かばんやゴミ箱まで調べる人権無視の税務調査で悪質と決め付けられ、7年で200万円の修正申告を迫られた。納税者の権利と自主記帳・自主計算に基づき、11月22日に約11万円の修正で終了した。

◇ ◇ ◇

工藤さんは9月27日、定休日なので一人で厨房の掃除をしていた。そこに突然、札幌北税務署員の名刺を出す2人の調査官が来店(管轄は滝川税務署)。厨房に入り電話近辺を物色しレジ近くの引き出しを勝手に開けた。さらにレジを開けさせ、銀行員の名刺や冷蔵庫に張ってあった出前回収用の伝票、仕入れ先の納品書を押収した。

また、空のゴミ箱を見て、ゴミステーションまで行き、捨てたゴミ袋を開けて調べた。さらに2人の調査官は自宅のゴミ箱を調べ、通帳と証券すべてを出すように指示。妻・こづえさんのバッグの中身まで全部出させた。調査官は、壁に張ってある2人の子どもの結婚式の写真を見つけ、「いくらかかった。子どもの職業や相手の職業は」と質問。「その仕事なら100万円くらいためられるか」と言い放つ。こづえさんは「調査と何の関係があるのか」と不安に。翌日も02年度から10年度までの領収書、請求書や通帳のコピーを12個の段ボール箱に入れて持ち帰った。

10月に入り調査官は「帳簿は信用できない。青色の権利だけは失わないよう滝川税務署長に頼んであげる」「こちらの推計は、最大で7年さかのぼる。本税だけで200万円くらいになる」と脅した。

工藤さんは仲間とともに、押収され書類を取り戻し、「人権無視の違法・不当な調査だ。許せない」と抗議。また、工藤さん夫妻はこの時初めて調査官の身分証明書と質問検査書を確認。調査の指示は札幌国税局で、署を越えた広域調査だったことが明らかになった。

工藤さん夫妻は滝川税務署と札幌国税局と交渉し、違法・不当調査の経過を訴えた。

後日、2人の調査官が工藤さん宅を訪れ、工藤さんの自主計算を認め、2年分で約11万円ほどの修正申告で終了した。【商工新聞 2010/12/20 日付】

### ここが問題 事例6、7

- \* 検査とは納税者が任意に提出した関係書類などを調べること。税務当局の犯罪調査まがいの調査は「質問検査の範囲は社会通念上相当な限度にとどまる」「承諾なしに勝手に引き出しをあげたりする調査は違法」と断罪した判決からも違法。(北村人權裁判・大阪高裁判決)
- \* 「納税者等の調査対象者に対し検査のための資料あるいは物件の提示を求めるときはこれをできるだけ特定して求めるべきであり、また調査対象者に対し質問するときには質問事項をできるだけ特定して求めるべきであり・・・単に税務調査に協力してほしい旨求められた納税義務者が、積極的に帳簿書類等を提示する行動に出なかったからといって、直ちに税務調査に協力する意思がなかったと解すべきものではない。(島根・松江 今岡裁判)

## 8、約束を破って銀行を反面調査した例

【大阪府泉南市 後出明さん (41) =パッキン加工】

大阪府泉南市の後出さんは、税務運営方針を無視した「反面調査」に抗議。泉佐野税務署は「厳重に指示し、おわびします」と謝罪した。

◇ ◇ ◇

後出さんは10年8月に税務署から税務調査の事前通知を受け、対面調査を約束。しかし、担当署員は取引銀行へ反面調査を実行し家族の口座まで調べた。後出さんは「この反面調査は、税務運営方針にある『やむを得ない』場合なのか」と追及。担当係官は「業務を効率的に進めるために一般的に行っている」と言明した。

後出さんらは直ちに総務課長に抗議。係官とのやり取りを説明し、税務署としての見解をただした。

その後、税務署を訪問すると総務課長は、担当署員の「勇み足」だったと認めた。税務署としての謝罪と税務運営方針を守ることを求めたのに対し、総務課長は「厳重に指示し、おわびします」と謝罪した。また、11月4日には担当署員と統括官が後出さんに謝罪した。【商工新聞 2010/12/13 日付】

## 9、税務調査に協力しても反面調査し、8カ月間も放置した例

【沖縄県本部町 内間武彦さん (68) =左官】

税務調査で、8カ月も放置された後に再調査を求められた沖縄県本部町の内間武彦さんは09年8月23日、税務署に抗議し、調査打ち切りを確認し謝罪させた。

◇ ◇ ◇

内間さんは09年9月、名護税務署から税務調査を受け、仕事をやり繰りしながら協力した。しかし税務署は、不当な反面調査を強行。営業にも大きな支障をきたした。

12月以降、税務署からの連絡はなくなり、3月の確定申告も過ぎた。ところが、8月9日になって「調査を再開したい」と連絡が。「8カ月間の精神的苦痛に配慮することもなく、税務署の都合でいつでも調査できるというのは理不尽だ」と怒る内間さん。

8月11日、税務署長に面会して事実を確認すると、税務署長は放置した事実を認め、開口一番に謝罪した。内間さんは、「放置した理由の説明と謝罪」「調査の即時終了」を求めた抗議文を提出。8月17日に税務署から電話があり、担当官が「税務調査を終了します」と宣言し、23日には、総務課長と統括官が来訪し、「今回のことは税務署の全面的なミスです」と、深々と頭を下げた。【商工新聞 2010/09/06 日付】

**ここが問題** 事例8、9

\*納税者の承諾のない反面調査は不当。「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められる場合に限りて行うこととする」(税務運営方針)「普遍的に個人の預金等の調査をおこなうようなことは、これを避ける」(国税庁長官通達)など、みだりに反面調査をおこなうことはいましめられている。

## 10、税務署員が一括・年内納付を強要し、自殺に追い込まれた例

【千葉県松戸市 鈴木健二さん(57)＝元塗装業】

10年10月4日、鈴木さんは、税金の滞納問題が原因で自殺に追い込まれた。

◇ ◇ ◇

「いろいろな事があって身も心も限界になりました。皆さんに迷惑をかけてすいません」－鈴木さんは妻・弘子さん(仮名・55)と2人で税務署に相談に行ったその日の夜、自ら命を絶った。財布から見つかった遺書には、滞納税金を払えないことへの苦悩もつづられていた。

鈴木さんは塗装業を営んでいたが、取引先の事業形態の変更で従業員として働くようになった。市民税が払えていないことを知った社長は、一緒に松戸市役所に出向き、「本税67万円を一括で払い、80万円の延滞金を分割で払いたい」と相談した。ところが、職員は「とんでもない。延滞金含めて一括納付して下さい」と言い張った。鈴木さんは市民税課に請願書を提出し、ようやく延滞金の分割納付を認められた。

問題は解決したかのように思われたが、10月4日夜、弘子さんから「夫が帰ってこない。携帯電話も置いて行っている。もしかしたら…」と電話が。そのとき、弘子さんは市民税のほかにも所得税460万円の滞納があり、松戸税務署が約40万円の預金を差し押さえていることを話した。誰にも言えず「自分たちで何とかしよう」と二人だけで松戸税務署に出向いた。

「市民税の支払いが落ちつくまで待ってもらえないか、できないなら分納を」と訴えても、署員は「そんなこと言っていられる状況ではない。一括か2、3回での支払い。遅くても年内の支払いを」の一点張りだったと弘子さんは言う。

その後、税務署へ「署員の対応が以前よりも高圧的になったという相談が相次いでいる」と強く抗議。事実を調査し、遺族に結果を通知するよう要請し、税務署に約束をさせた。【商工新聞 2010/11/01 日付】

**ここが問題**

\*「納税者個々の実情というものを十分につかんで」「十分相談の上、滞納者の実情に即した対応をとる」(衆院財金 05.3.15 谷垣財務大臣答弁＝当時)

## 11、市役所が、差し押さえを禁止している障害年金・13万円を差し押さえた例

【岐阜県大垣市 加藤茂男さん】

口座に振り込まれた障害年金の全額を瑞穂市に差し押さえられた加藤茂男さん（仮名・64）は、「どうやって生きていけばいいのか。絶対に納得できん」と、不当な処分の撤回を求めている。

◇ ◇ ◇

健康用品卸業だった加藤さんは08年8月、脳出血で倒れ生死をさまよった。一命は取り留めたものの左半身などに障害が残り、廃業。現在は事務所兼自宅も手放し大垣市に在住。そんな加藤さんに対して瑞穂市は2月15日、固定資産税の滞納を理由に差し押さえ処分を強行。朝9時15分にわずかに残っていた銀行預金と口座に振り込まれたばかりの障害年金の全額約13万3,000円を差し押さえた。

国保料を支払うために銀行に行った加藤さんは、口座の残高がゼロになっていることにごく然。大垣市役所に事情を説明して納付を待ってもらった。

加藤さんは、「年金がないと生活できない。実情を見に来てほしい」と瑞穂市に訴えたが、「訪ねて行くことはしない」「裁判でも認められている手続きなので、不服なら異議申し立てを」と窓口の女性職員が紋切り型で答えるだけ。

加藤さんは4月7日、瑞穂市長に対して差し押さえ処分の取り消しを求めて異議申立書を提出。しかし市長は「徴収済みなので処分は消滅している」「差押禁止財産であっても預金口座に振り込まれたら一般財産になり、違法ではない」との理由で15日付で却下した。市交渉などの検討をしている。

【商工新聞 2010/06/28 日付】

### ここが問題

\* 国税徴収法（75条）では、憲法理念にもとづき、児童手当や年金などは「差押禁止財産」としている。

\* 「権利の差し押さえはいけない」「具体的に支給されたものが実際に使用できなくなるような状況にすることも、また禁止されていると解釈することが正しい」（衆院財金委 09.4.17 与謝野財務大臣答弁＝当時）

## 12、仙台国税局30人が観光地にマイクロバスで乗りつけ、1カ月も泊り込み、「ゴミ袋まであさる」大規模な広域調査

【福島県南会津郡下郷町の大内宿の土産屋など】

南会津郡下郷町にある大内宿。江戸時代の宿場町として栄えたところで、今でもわらぶき屋根の古民家が立ち並ぶ観光地。その大内宿に10年5月の連休明け、仙台国税局の職員ら30人がマイクロバスで乗りつけ、3～5人で組をつくって、土産店などに立ち入り、下郷町全体で十数軒をいっせいに税務調査。約1カ月間も滞在した。

◇ ◇ ◇

仙台国税局の資料調査課による大規模な税務調査（「リョーチョー」方式といわれるもの）が行われた。任意調査であるにもかかわらず強制調査を装い、納税者に税務調査に応じるよう強要して、朝出したゴミ

袋の中身を調べさせた不当な調査も。

この大規模ないっせいで調査の狙いを仙台国税局にただすが、「個別事案には答えられない」とのこと。このような調査の頻度についても「必要があればやる」と答える。ゴミ袋の中身を調べたことについては「納税者の了解を得て行ったはず」と答える。

最近、全国各地で納税者の了解を得ずに店舗や事務所に立ち入り、勝手に引き出しを開けるなど、強制調査まがいの不当な税務調査が多発している。【商工新聞 2010/12/20 日付】

#### ここが問題

- \* 「リョーチョー方式は違法」と断罪。(北村人権裁判・大阪高裁判決)
- \* 調査はその目的の範囲内に限定される。「資料の提供を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけないように注意する」(国税庁税務運営方針)

## 資料

### 「事前通知」「調査理由の開示」「反面調査に関する本人への通知」の状況

「全国商工団体連合会の事後調査状況・税金等アンケート」より

全商連では毎年、「事後調査状況・税金等アンケート」を行っている。2010年7月のアンケート(09年7月1日～10年6月30日)には2,231件の事例が寄せられた。「事前通知」「調査理由の開示」「反面調査に関する本人への通知」の状況は下記の通り。

1、初回の調査の事前通知	「なし」	76.6%
	「あり」	23.4%
2、調査理由	「言わない」	63.9%
	「抽象的に言う」	27.3%
	「具体的に言う」	8.8%
3、反面調査に関する本人への通知	「無断で行う」	54.8%
	「あり」	45.2%